

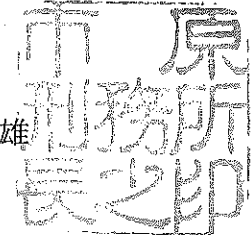
市刑収第2159号

平成25年6月19日

一般社団法人千葉県損害保険代理業協会

中台勝美殿

市原刑務所長 川村 龍雄



当所の参観について (回答)

平成25年6月13日付け参観申請書をもって依頼のありました標記について、下記のとおり許可します。

記

- 1 参観日時 平成25年7月18日(木)
午後1時00分から3時00分まで
- 2 参観者 一般社団法人千葉県損害保険代理業協会
- 3 人員 38名(内女性5名)
- 4 その他
 - (1) 参観者各人に別紙「参観者心得事項」の各事項を周知方願います。
 - (2) 当所の都合により、参観日時の変更をお願いする場合がありますので、あらかじめ御承知おき願います。
 - (3) 正当な理由なく参観者心得事項に違反した場合は、参観を一時停止し、中止し、又は施設から退去を求めることがあります。

別紙3

市原刑務所

参観者心得事項

参観に当たっては、下記事項について皆様の御協力をお願いします。

記

1 はじめに

刑事施設のうち刑務所は、刑が確定した者を収容して、刑の執行と矯正処遇を行う国の機関（施設）です。

刑務所では、受刑者に対して、遵法精神や自律心を養わせ、健全な社会生活が送れるよう各種の訓練や教育を行っております。受刑者は、そうした当所の教育プログラムに則して、日々、自らの過ちを反省し、善良な社会人として更生すべく真剣に努力を重ねております。

参観される方は、刑務所とはそうした厳粛な教育の場であり、受刑者は更生に向け真剣に努力しているという点を御理解いただき、参観時の服装、言動等について、特段の御配慮をお願いします。

2 服装について

男女とも見苦しくない服装で参観するようにお願いします。（例えば、奇抜な服装、極端に派手な色や模様、過度な身体露出、半ズボン、アロハシャツなどのいわゆるラフな服装、極端なミニスカート等）

なお、不適當な服装の方は、所内（受刑者の生活場所）への立ち入りを制限する場合があります。

3 携行品について

施設内には次の物品を持ち込むできません。

- (1) バック等の手荷物、タバコ、ライターあるいはこれらに類する物品
- (2) 引火性の薬品、刃物等の危険物
- (3) カメラ、テープレコーダー、携帯電話あるいはこれらに類する機器
- (4) 現金、貴重品類

4 その他の留意事項

- (1) すべて職員の誘導及び指示に従って行動してください。
- (2) 酒気を帯びている方は、参観をお断りします。
- (3) 参観中は静粛を旨とし、雑談、批評又は受刑者の心情を害するような言動はしないでください。
- (4) 受刑者と言葉を交わしたり、金品のやり取りはできません。
- (5) ガムなど口にもものを含まないでください。

5 到着予定時刻に変更が生じた場合には、速やかに連絡するよう願います。

連絡先 市原刑務所庶務課 TEL 0436(36)2351

FAX 0436(20)5040

6 参観に関して疑問点、質問等がありましたら、御遠慮なく市原刑務所庶務課までお問い合わせください。

市原刑務所で参観される皆様へ

参観は午後1時00分から行います。事前に受付等はありませんので、下の図の外来者駐車場に車（バス）を駐車して車（バス）の中でお待ち下さい。午後1時00分に係りの職員が参観のための説明会場の広報館にご案内します。

トイレは、広報館の中にありますので、午後1時00分にすぐにご利用になれます。

また、参観で市原刑務所の中に入る際、手荷物等は一切持って入れませんので、車（バス）に保管して下さい。

